

## 【報告事項】

## 1 令和3年度の取組

## (1) 内部統制体制等の整備

- ア 大阪市水道局内部統制基本方針を策定
- イ 大阪市水道局内部統制基本規程及び大阪市水道局における内部統制の実施に関する指針を定める規程を制定

## (2) 標準例を用いた不適切な事態の防止

- ア 発生した不適切な事態及びその発生を回避するための対応策を標準例として部門内部統制総括責任者から部門内部統制責任者に提供し、各部門で再発防止の取組

## (3) 発生した不適切な事態の展開

- ア 部門内部統制責任者は発生した不適切な事態を分析のうえその発生を回避するための対応策を部門内で実施、共通業務の場合には共通業務内部統制責任者が必要な措置を局内で実施

## 2 不適切な事態の発生状況

共通業務として定めた業務の名称による分類	不適切な事態
課等における工事の請負、物品の売買その他の契約の締結及び履行に関する業務（工事の施行に関する業務を除く。）	5件(4)
サービス関係業務	4件
個人情報保護関係業務	3件
課等における予算執行に関する業務	3件
文書管理関係業務	1件
ICT活用推進関係業務	1件
その他（共通業務以外）	1件(1)
合 計	18件(5)

※( )は、第4四半期報告分のため、期末評価の対象外です。

## 3 部門内部統制総括責任者が提供した標準例に係る対応

部門内部統制責任者及び共通業務内部統制責任者は、標準例に係る事務に係る不適切な事態の発生を回避するため、職員への注意喚起や研修等、必要に応じた措置を実施されています。

## 4 部門内部統制責任者の所管する事務で生じた不適切な事態

不適切な事態が生じたとして第3四半期までに報告のあった13件に、運用上の不備がありました。

その後速やかに当該部門内部統制責任者において是正措置が講じられました。

## 【討議事項】

### 5 令和3年度の課題

#### (1) 標準例

ア 令和3年度に生じた事象

(ア) 提供した標準例が個別具体的な内容であるために各部門内部統制責任者での活用が難しい。

(イ) 類似の不適切な事態が発生。

イ 令和4年度の改善の方向性

(ア) 内部統制の整備に活用しやすい支援ツールとなるよう改善を図ります。

#### (2) 局内展開

ア 令和3年度に生じた事象

(ア) 判明してから「不適切な事態の報告票」作成（対応策の策定を含む。）に平均3か月を要している。

(イ) 共通業務内部統制責任者による再発防止に向けた情報提供等の措置実施の遅れ（契約業務で9月、10月、12月に各1件、1月には2件の不適切な事態が判明したが、注意喚起がなされたのは今年4月）。

イ 令和4年度の改善の方向性

(ア) 再発防止のため仕組みを改善し、速やかな局内展開を図ります。

### 6 その他、内部統制の仕組みや運用の改善に資すること